

令和 7 年度第 2 3 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 2 4 日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線 2 4 5 4〕
 健康推進課〔内線 2 6 1 8〕
 介護福祉課〔内線 2 4 5 6〕
 障害福祉課〔内線 2 4 7 2〕
 保護課〔内線 2 5 0 6〕
 子育て支援課〔内線 2 5 5 5〕
 子ども保育課〔内線 2 5 2 4〕
 総合相談センター〔内線 2 5 4 2〕

① 件 名
石巻市重層的支援体制整備事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。 こうした考え方を具体化するため、高齢者、障害者、子ども子育て、生活困窮者等における複合的な問題に対し、各種関係機関による対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、支えあう地域づくりに向けた支援を包括的に実施することを目的とした、重層的支援体制整備事業に係る社会福祉法の一部を改正する法律が、令和 3 年 4 月 1 日に施行された。 本市においても、改正法に基づいた支援体制を整備する必要が生じているため、令和 8 年度から重層的支援体制整備事業を実施することとし、令和 6 年度より移行準備を進めている。</p> <p>【目的】 包括的支援体制を推進するため、重層的支援体制整備事業を実施するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域福祉計画（第 4 期） 基本目標 2 人と地域が「つながる」仕組みづくり 施策の展開 2-3 重層的・包括的な支援の仕組みづくりの推進</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 6 月 社会福祉法の一部改正 令和 3 年 4 月 社会福祉法の一部改正施行 令和 6 年 4 月 重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施（令和 6 年度～令和 7 年度） 令和 8 年 1 月 令和 8 年度当初予算裁定</p>
⑤ 主な内容
<p>重層的支援体制整備事業 本事業は、市内に住所又は居所を有する者であって、地域生活課題に対する支援が必要と認められる者及びその者が属する世帯の世帯員に対して、以下の内容を実施する。</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 包括的相談支援事業 高齢、障害、子ども子育て、生活困窮などの各担当相談窓口において、内容や属性を問わず相談を受け止め、庁内外の各種関係機関で情報共有するなど連携した相談支援を実施する。</p> <p>(2) 参加支援事業（新規） 社会参加支援の必要がある対象者と地域や社会をつなぐため、対象者の状況に応じた地域活動や団体または事業等への参加調整を実施する。</p> <p>(3) 地域づくり事業 地域互助活動促進事業などの、地域に多様なつながりが生まれやすい環境整備に向けた支援を実施する。</p>

<p>(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規） 包括的相談支援事業等により把握した対象者について、積極的・継続的に家庭訪問し、対象者との関係を構築しながら各種支援制度等につなぐための支援を実施する。</p> <p>(5)多機関協働事業（新規） 包括的相談支援事業では対応が難しい複合化・複雑化した課題を有する世帯等について、各種関係機関で構成する重層的支援会議等により、支援の方向性を協議・実施する。</p> <p>(6)支援プラン作成（新規） 多機関協働事業における対象者を調査し、地域生活課題に対してどの支援機関がどのように支援していくのか、支援の方向性と支援担当者を明確にしたプラン案の作成を実施する。</p> <p>2 会議体の設置 本事業については、本市が主体となり実施するほか、各種関係機関と連携するため、以下の会議体を設置する。</p> <p>(1)重層的支援会議（新規）（本人家族からの同意を得て開催） 構成員：本事業に掲げる事業を実施する支援関係者、民生委員・児童委員又は自治会関係者、行政機関に所属する者、その他市長が認める者 主な所掌事務： ・支援プラン作成、支援プランの適切性及びモニタリングによる支援の進捗状況の確認 ・支援プランに基づく支援終了時等の評価</p> <p>(2)支援会議（新規）（本人家族からの同意なしで開催） 構成員：本事業に掲げる事業を実施する支援関係者、民生委員・児童委員又は自治会関係者、行政機関に所属する者、その他市長が認める者 主な所掌事務： ・対象者に対する支援を図るために必要な情報の交換 ・対象者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討</p> <p>(3)多職種連携会議（市内15地区） 構成員：保健福祉部関係各課、教育委員会、各総合支所市民福祉課、その他支援団体等 主な所掌事務： ・各地区の地域生活課題と地域活動等の状況を把握・確認 ・包括的相談支援担当者及びその他支援団体間における連携体制の構築</p>															
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 重層的支援体制整備事業の実施に伴い、制度や組織の縦割りの弊害の除去、包括的支援体制の充実・強化及び地域生活課題の円滑な解決につながり、地域共生社会の推進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】（令和8年度当初予算額） 包括的支援体制整備事業委託料 12,356千円 （財源） 重層的支援体制整備事業交付金：補助基準額 11,000千円（国1/2、県1/4）</p>															
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度の県内実施市町村</td> <td>仙台市、涌谷町</td> </tr> <tr> <td>令和7年度の県内実施市町村</td> <td>富谷市、大河原町</td> </tr> </table>	令和5年度の県内実施市町村	仙台市、涌谷町	令和7年度の県内実施市町村	富谷市、大河原町											
令和5年度の県内実施市町村	仙台市、涌谷町														
令和7年度の県内実施市町村	富谷市、大河原町														
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <table border="0"> <tr> <td>令和8年</td> <td>3月</td> <td>石巻市重層的支援体制整備事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和8年4月1日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>石巻市障害者相談支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>石巻市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月</td> <td>重層的支援体制整備事業の実施</td> </tr> </table>	令和8年	3月	石巻市重層的支援体制整備事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和8年4月1日）			石巻市障害者相談支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）			石巻市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）			石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）		4月	重層的支援体制整備事業の実施
令和8年	3月	石巻市重層的支援体制整備事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和8年4月1日）													
		石巻市障害者相談支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）													
		石巻市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）													
		石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）													
	4月	重層的支援体制整備事業の実施													
<p>⑨ その他</p>															